特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による

定期的な報告について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第29条の3第2項及び特 定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告に関する 規則(平成28年個人情報保護委員会規則第4号)に基づき、地方公共団体等か ら報告を受けた。

1. 対象機関

- (1) 都道府県、市区町村(1,788機関)
- (2) 基礎項目評価書(注)を提出した教育委員会等(416機関)
 - (注)番号法に基づき、地方公共団体等が、マイナンバーが含まれる個人情報の取扱いに関して、事前に自らリスクを評価し、そのリスクを軽減するための措置等について文書で公表するもの。対象人数等により、委員会に提出する評価書の様式が異なる。基礎項目評価書、重点項目評価書、全項目評価書の順に記載内容がより詳細になっている。

基礎項目評価書:対象人数が1,000人以上1万人未満 重点項目評価書:対象人数が1万人以上30万人未満

全項目評価書 : 対象人数が30万人以上

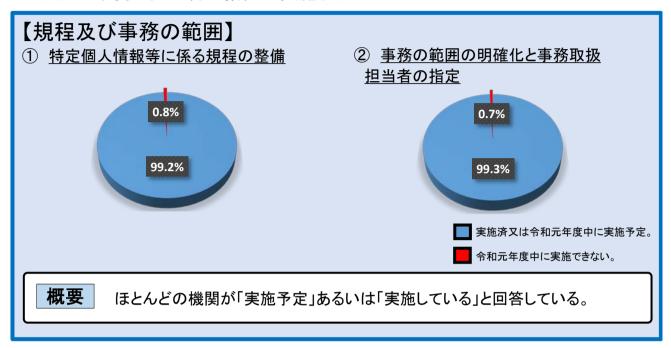
2. 報告内容及び報告結果

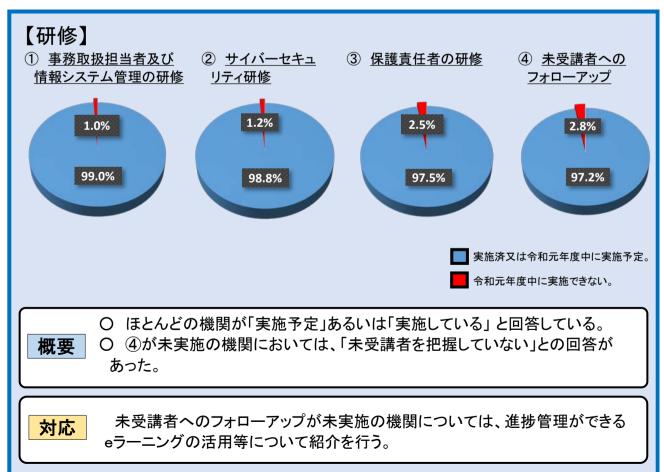
今回の報告においては、平成 31 年 3 月 31 日現在における安全管理措置の 実施状況並びにデータ入力業務における委託及び再委託の実施状況等につい て報告を求め、おおむね必要な措置が講じられていることを確認した。(別紙 参照)

委員会としては、地方公共団体等における特定個人情報の取扱いがより適切なものになるよう、引き続き、都道府県等の協力も得ながら各種の取組を実施していく。

特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告について

1. 平成30年度の安全管理措置の実施状況





【管理状況の把握(監査及びログの分析・確認)】

① 特定個人情報等の管理の状況 に関する監査



② 特定個人情報等へのアクセス ログの記録と分析・確認



- 実施済又は令和元年度中に実施予定。
- 一 令和元年度中に実施できない。

概要

- ほとんどの機関が「実施予定」あるいは「実施している」と回答している。
- 未実施の機関においては、「知識を持つ職員が少ない」、「実施するための体制が整備できていない」等の回答があった。

対応

監査及びログの分析等の手法が分からず実施できていない機関向けに、平成31年3月に手引書を公表したところであり、引き続き、安全管理措置セミナー等で紹介を行う。

【システム及び機器等の管理】

① 人事異動等に伴うアクセス② 電子媒体等の情報シ権限の付与又は削除ステム端末への接続制限

③ <u>情報システム端末の盗難</u> 又は紛失防止策







- 実施済又は令和元年度中に実施予定。
- 令和元年度中に実施できない。

概要

- ①及び②については、ほとんどの機関が「実施している」と回答している。
- ②及び③が未実施の機関においては、「予算措置が必要なため端末の更新時 と併せて措置を講ずる」等の回答があった。

対応

予算措置が必要となる物理的安全管理措置については、予算措置までの間の代替措置について、安全管理措置セミナー等において助言を行う。

2. データ入力業務における委託及び再委託の実施状況

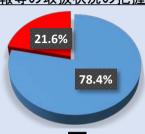
委託を実施していると回答した機関は約4割、再委託を実施していると回答した機関は約2割 であった。

【委託先における特定個人情報等の取扱状況の確認】

① 委託先の選定時における安全管理措置 についての事前確認



② 契約期間中の委託先における特定 個人情報等の取扱状況の把握



平成30年度に実施。

平成30年度に実施していない。

○②について「実施」と回答した機関においては、「委託先からの報告」、「委託 先への現地確認」等の確認方法により実施していた。

概要

- ①及び②が未実施の機関においては、「契約書に安全管理措置の内容を記 載することで足りると考えていた」との回答が多くあった。
- ①及び②が未実施の機関においても、「令和元年度中に実施に向けた体制 を整備する」との回答がほとんどであった。

対応

平成31年3月に委託先に対する監督についての手引書を公表したところであり、 引き続き、安全管理措置セミナー等で紹介を行う。

【再委託の許諾手続及び再委託先における特定個人情報等の取扱状況の確認】

先の事前確認

① 再委託の許諾手続

② 許諾前における再委託

③ 許諾後における再委託 先の取扱状況の把握



16.3% 83.7%



平成30年度に実施。

平成30年度に実施していない。

概要

- ②及び③が未実施の機関においては、「契約書に安全管理措置の内容を記 載することで足りると考えていた」との回答が多くあった。
- ①、②及び③が未実施の機関においても、「令和元年度中に実施に向けた体 制を整備する」との回答がほとんどであった。

対応

平成30年度に無許諾の再委託事案があったことを踏まえ、平成30年11月に関係 機関に対し、委託に関する適切な取扱いについての通知文書を発出するとともに、 平成31年3月に再委託先を含む委託先に対する監督についての手引書を公表した ところであり、引き続き、安全管理措置セミナー等で啓発を行う。